

大阪府営住宅

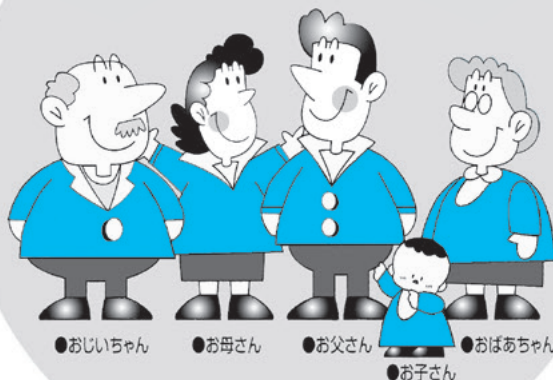
住まいのしおり



	ページ
■もくじ	1
■府営住宅の管理は…	3
■指定管理者 管理センターの所在地	5
■入居の際の手続きについて…	7
■家賃等の支払いについて…	9
■公営住宅の家賃について	11
■公営住宅の収入超過者について…	13
■公営住宅の高額所得者について…	15
■共益費等の負担について…	17
■駐車場の利用について…	19
■入居中に必要な手続きは…	21
■住宅の適正な住まい方やルールについて…	23
■共同生活のルール	29
■快適な暮らしをしていただくために…	31
■電気、水道、ガスのご使用は…	33
■住宅の修繕・維持管理の負担	37
■万一の災害に備えて…	39
■退去時の手続きは…	41
■府営住宅修繕・維持管理負担区分表	43
■大阪府営住宅条例	45
■上手にお住まいいただくために 「どうしよう こんなとき」府営住宅ガイドブック	54



●指定管理者の職員



●おじいちゃん

●お母さん

●お父さん

●お子さん

●おばあちゃん



●巡回管理員

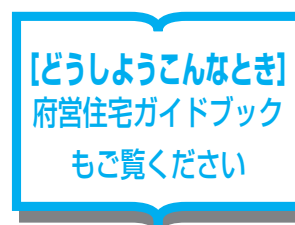
表示について



管理センターを表します



注意していただきたいことを表します



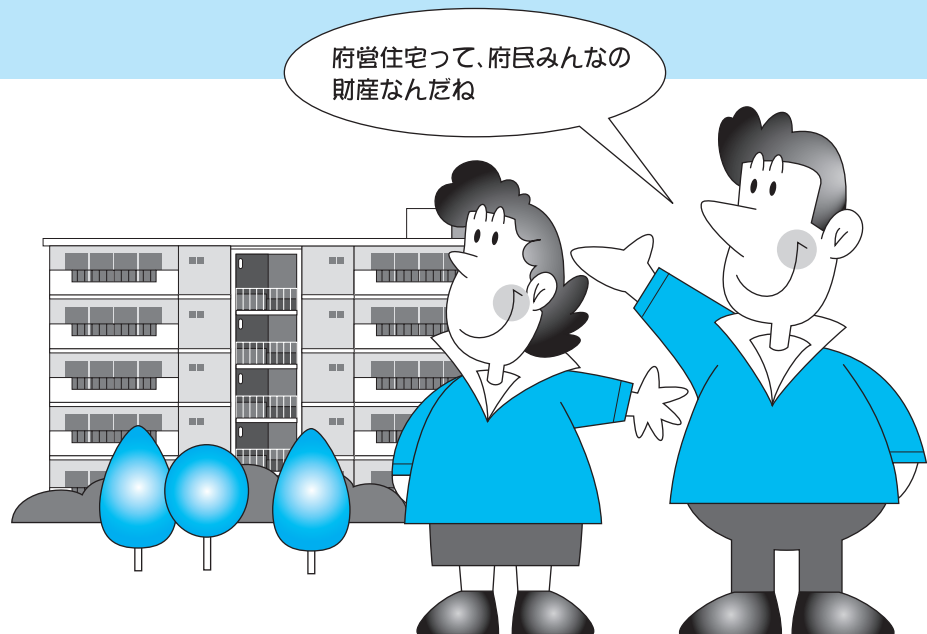
巻末のガイドブック（54ページ）
参照を表します

はじめに

府営住宅には、収入の低い方を対象とした公営住宅と、中堅所得者の方を対象とした特定公共賃貸住宅（地域特別賃貸住宅を含む）があります。これらの住宅は、国の補助を受けて大阪府が整備したもので、大阪府民共有の財産です。したがって、公営住宅法や大阪府営住宅条例等によってさまざまな制限や義務が定められています。また、日常生活のいろいろなことについても、入居者のみなさん同士の約束ごとや取り決めが必要になります。

この「住まいのしおり」は、住宅を正しく、大切に使用していただくために必要なことをまとめたものです。大切に保存して、ご活用していただきますよう、お願いします。

なお、本文記載事項は、全住宅に共通した内容としていますので、個々の住宅には該当しないものもあることをご承知おきください。



もくじ

府営住宅の管理は…

- 3 ページ ●ご相談は管理センターへ
- 各種の届出書等の取り次ぎは巡回管理員に
- 4 ページ ●指定管理者とは ●ネットワーク員の配置

指定管理者 管理センターの所在地

- 5 ページ ●大阪府営住宅 堺東管理センター
〒590-0076 堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル3階
電話 072-221-0109(代表) FAX 072-221-1078
- 大阪府営住宅 千里管理センター
〒560-0082 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル9階
電話 06-6155-2780(代表) FAX 06-6155-2787
- 大阪府営住宅 泉佐野管理センター
〒598-0012 泉佐野市高松東1-10-37 泉佐野センタービル7階
電話 072-458-2850(代表) FAX 072-458-2855
- 6 ページ ●大阪府営住宅 高槻管理センター
〒569-0803 高槻市高槻町15-8 ダイエツビル5階
電話 072-685-1091(代表) FAX 072-685-1098
- 大阪府営住宅 守口管理センター
〒570-0083 守口市京阪本通1-2-3 損保ジャパン守口ビル1階
電話 06-6780-9109(代表) FAX 06-6780-9339
- 大阪府営住宅 泉北管理センター
〒590-0132 堺市南区原山台1-1-2 イーストナニワビル4階
電話 072-290-6070(代表) FAX 072-290-6078

入居の際の手続きについて…

- 7 ページ ●入居時期 ●住宅の点検
- 8 ページ ●水道・電気・ガスの使用申し込み
●火災保険への加入のお願い
●引越の際のご注意 ●住民票等の手続き
●入居届の提出

入居時

家賃等の支払いについて…

- 9 ページ ●支払っていただく費用の種類
- 10 ページ ●入居中の家賃・共益費の納入方法
●家賃の証明

公営住宅の家賃について

- 11 ページ ●公営住宅の家賃制度のしくみ
●収入申告について
●マイナンバー申告について
- 12 ページ ●収入認定に対する意見申出(更正申請)
●家賃減免制度

公営住宅の収入超過者について…

- 13 ページ ●収入超過者とは
- 14 ページ ●収入超過者になると…

公営住宅の高額所得者について…

- 15 ページ ●高額所得者とは
- 16 ページ ●高額所得者になると…



入居中

■住宅の適正な住まい方やルールについて…

- 23 ページ ●住宅の明け渡し
●過料・賠償
- 24 ページ ●火災保険への加入について
- 25 ページ ●落書きの禁止
●排水施設
- 26 ページ ●府営住宅の敷地
●耕作等の禁止
- 27 ページ ●エレベーター
●集会所 ●自転車置場
- 28 ページ ●ゴミの処理
●受水槽・給水塔・浄化槽
●屋上 ●階段・廊下

■共同生活のルール

- 29 ページ ●みんなで
コミュニティづくりを
- 30 ページ ●迷惑行為の禁止

■快適な暮らしをしていただくために…

- 31 ページ ●玄関 ●ベランダ(バルコニー)
●台所 ●浴室
- 32 ページ ●便所等

■電気、水道、ガスのご使用は…

- 33 ページ ●電気 ●水道 ●ガス
- 36 ページ

共益費等の負担について…

17

ページ

18

ページ

- 大阪府へ支払うもの
- 自治会等へ支払うもの

駐車場の利用について…

19

ページ

20

ページ

- 駐車場の利用の条件
- 駐車場使用料および保証金
- 駐車場使用料の納入方法
- その他、留意点
- 必ず守ってください!

入居中に必要な手続きは…

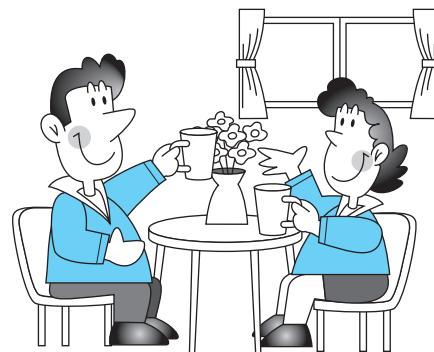
21

ページ

22

ページ

- 各種申請等の手続き
- 入居中に次のようなことがあれば、手続き・承認が必要です。



退去時の手続きは…

41

ページ

42

ページ

- 退去時の手続き
- 退去時の精算
- 家賃等の精算



入居中

退去時

■住宅の修繕・維持管理の負担

37

ページ

38

ページ

- 入居者の負担で行う修繕等
- 府の負担で行う修繕等
- 住宅の修繕依頼方法

■万一の災害に備えて…

39

ページ

40

ページ

- 火災
- 台風
- 地震
- 避難方法

■退去時の手続きは…

41

ページ

42

ページ

- 退去時の手続き
- 退去時の精算
- 家賃等の精算

■府営住宅修繕・維持管理負担区分表

43

ページ

44

ページ

- 建築一般
- 設備一般
- 車いす常用者世帯向け住戸修繕負担区分表

■大阪府営住宅条例

45

53

ページ

ページ

■「どうしよう こんなとき」 府営住宅ガイドブック

54

ページ

67

ページ

- 水まわりがたいへん!
- 電気の具合がおかしい!
- 危ない!突然の災害時に…
- 日頃の住まいのお手入れ